

# 化学物質管理システムのご提案

## REACH規則の施行！

☆届出義務【2011年6月1日～】

SVHC>1ト/年・輸入者、SVHC>0.1wt%/製品  
候補リスト収載後6ヶ月(2010年12月1日以前のもの  
は、2011年6月1日迄に届出)

☆情報伝達義務【2008年10月28日～】

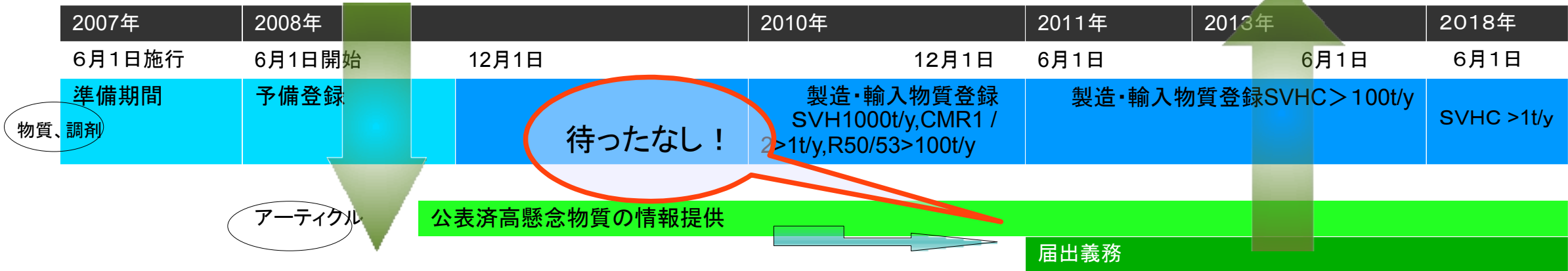
成形品:SVHC>0.1wt%/製品、取扱高1t超  
消費者の情報要求:45日以内の含有情報提供  
法規制の強化☆対象SVHCの増加(将来1500物質)

## 化学物質管理システム導入による効果

～環境負荷情報の一元管理化実現～

- 企業の社会的責任(人と地球環境への取組み)強化
- 得意先サービスの向上(調査回答の迅速化)
- リスク・マネジメント強化
- 品質管理担当者の作業効率向上
- 環境負荷管理業務の継承性確立(脱属人的環境)

## REACH 登録スケジュール



## 化学物質管理の課題

- ①設計者や品質管理担当者の負荷増大
  - ・含有調査シート様式の増加  
得意先指定/JGPSSI/JAMA/RoHS/JAMP他
  - ・物質から調剤・成形品管理へ  
(‘含有’管理から‘部位・質量’管理へ)
  - ・川上から川下への物質(更新)情報伝達管理
  - ・日々変化するサプライ・チェーンの物質情報更新が多発  
(物質情報の変更・追加、設変、調達先変更他)

⇒手作業、人手、Excellによる管理の限界
- ②罰則規定 禁固刑最長6ヶ月、罰金、納入遅延他

## システム関連図

